

熱中症に関する規則が強化されました

注意

令和7年6月1日から、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症の重篤化を防止する「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が、罰則付きで事業者には義務付けられました。

対象

WBGT値28度以上 又は 気温31度以上 の環境下で
連続1時間以上 又は 1日4時間を超えて実施が見込まれる作業



一部の特殊な作業のみが対象だと勘違いしていませんか？

- ・ 気温31度の屋外で、1日4時間を超えて行う外回りの営業
- ・ 気温31度の屋外で、自転車に乗って1日4時間を超えて移動する訪問介護
- ・ 窓から日が差し局所的にWBGT値28度以上になる屋内で、連続1時間の作業
- ・ 気温31度の屋外で、たまに行う連続1時間以上の清掃 etc...

これらは**全て対象作業**！以下の**対策の実施**が必要です！

実施内容

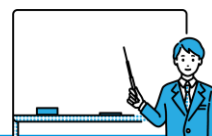
熱中症者を見つける
体制整備



判断し対処する
手順作成



体制と手順を
周知



1 熱中症のおそれがある人を、いち早く見つけるための体制整備

Step 1

労働者および関係者が「熱中症」の症状を知る

- ・ 自分自身又は同僚が「熱中症になったかも？」と「疑えるようになること」が第一歩です
- ・ 熱中症は、適切な対応が取られなかった場合、命に関わる危険な症状です。

Step 2

「熱中症の自覚症状がある人」「熱中症の疑いのある人をみつけた人」は、**すぐさま管理者へ連絡するよう周知**する

- ・ 熱中症の連絡担当者を定めて連絡先を掲示するなどして、連絡体制を整備しましょう
- ・ 一人作業の場合は、定時連絡を取るなどして、積極的に健康状態を確認しましょう

2 熱中症のおそれがある人に、迅速に対処できる実施手順を定める

Step 1

あらかじめ付近の医療機関の所在地・連絡先を把握して**緊急連絡網**を作る

Step 2

熱中症の重篤化を防ぐ**必要な措置の実施手順**を定めて周知する



以上を踏まえた対応フロー図(裏面参照)を作成・周知し、**熱中症**に備えましょう！



厚生労働省 大阪労働局 淀川労働基準監督署

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/home.html>



熱中症が疑われるときの対応フロー図



熱中症の症状があるか

- ・生あくび ・めまい ・筋肉痛
- ・大量の発汗 ・体がだるい

※軽度の症状でも、急速に悪化することがあります！
すぐに対応しましょう

以下の症状は特に**危険な状態**です

- ・吐き気 ・頭痛 ・虚脱感 ・意識障害
- ・高体温 ・けいれん ・手足がうまく動かない

DANGER

はい

熱中症担当者に連絡

担当者



— —

代理



— —



はい

救急車を呼ぶ【119番】



- ・落ち着いて『救急です』と伝えましょう
- ・住所(地番まで)を伝えましょう

住 所

- ・被災者の症状、年齢を伝えましょう
- ・通報者の氏名と電話番号を伝えましょう

判断・対処に迷ったら・・・
#7119(相談窓口)

意識があるか

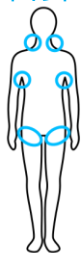
いいえ

救急隊がくるまでに応急処置をしましょう

はい

涼しい場所へ避難させる 服をゆるめ身体を冷やす

からだを冷やす
ポイント



- ① ・ 風通しのよい日陰 クーラーが効いている室内等に避難させましょう
・ 傷病者が異性の場合は、②の措置を考慮し同性の救護を求めましょう
※ただし、救護を最優先
- ② ・ 氷や冷えたペットボトルで左図の青丸の箇所を冷やしましょう
・ 濡れタオルを体にあて、うちわや扇子などで扇ぎましょう
・ ホースで全身に水をかけましょう(水道水散布法)
※重症者の救命は、いかに早く体温を下げられるかにかかっています



【水道水散布法動画】



はい

水分を自力で摂取できるか



はい

いいえ

水分・塩分を補給する

- ・ 意識があり、応答がある場合のみ(誤飲の可能性)
- ・ スポーツドリンクや経口補水液等が望ましい

症状が良くなったか

はい

医療機関へ搬送



病院名

住 所



— —



- ・ 症状が完全に回復するまで一人にしない
- ・ 帰宅後に悪化した場合は医療機関をすぐに受診